

介護老人保健施設PFCエーデルワイス 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設PFCエーデルワイス（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したのち 令和 年 月 日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額5万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。
- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
 - 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

- 第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。
- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
 - ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。
 - ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
 - ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
 - 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 13 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします

<別紙1>

介護老人保健施設PFCエーデルワイスのご案内

(令和6年6月1日現在)

【介護老人保健施設の目的と運営方針】

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設PFCエーデルワイスの運営方針】

- 利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、サービス計画書に基づきサービスを提供する。
- 利用者の意思及び人格を尊重し、原則として身体拘束を行わない。
- 利用者が明るく過ごせるようなサービスを提供する。
- 利用者や家族の同意を得たサービスを提供することで、密接な関係を構築し、またボランティア等を通じ、地域に根ざした施設を目指す。

1 事業者

事業者の名称	医療法人社団清明会
法人所在地	仙台市青葉区上愛子字街道66-23
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 廣井 正彦
電話番号	022-302-8839

2 ご利用施設

施設の名称	医療法人社団清明会 介護老人保健施設PFCエーデルワイス
施設の所在地	山形県新庄市大字本合海字福田界1802番地の3
管理者名	施設長 櫻田 俊郎
電話番号	0233-26-2685
ファクシミリ番号	0233-26-2687

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	山形県知事の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
介護老人保健施設	平成9年3月24日	0651180002	80人
通所リハビリテーション	平成9年3月24日	0651180002	20人
短期入所療養介護	平成9年3月24日	0651180002	入所と合わせて80人以下
介護予防 通所リハビリテーション	平成21年2月10日	0651180002	通所と合わせて20人以下
介護予防 短期入所療養介護	平成21年2月10日	0651180002	入所と合わせて80人以下
居宅介護支援事業	平成12年4月1日	0671100154	35人

4 施設の概要

介護老人保健施設

敷地	11,383㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造1階建（耐火建築）
	延べ床面積	3,627㎡
	利用定員	80名（短期入所療養介護を含む）

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
1人部屋	6室（4室）	18㎡	18㎡
2人部屋	2室（2室）	18㎡	9㎡
3人部屋	2室	36㎡	18㎡
4人部屋	16室（8室）	36㎡	9㎡

（注）上記（ ）内は、認知症専用棟分

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積
食堂	2室	252㎡
機能訓練室	1室	162㎡
テイルーム	1室	180㎡

5 職員体制（主たる職員）

職 種	常 勤	非 常 勤	夜 間	業 務 内 容
医 師	1			利用者の医学的管理
支援相談員	1			利用者・家族の相談
介護支援専門員				施設サービス計画書の作成
看護職員				利用者の看護
介護職員	3	2		利用者の介護
理学療法士	2			機能訓練の指示等
作業療法士				//
管理栄養士	1			利用者の食事管理
栄 養 士	1			//
調 理 員	6			食事の管理
事務職員	2	1		施設管理
そ の 他	3			施設掃除等

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制	休 暇
施設長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	4週12休
支援相談員・事務員 介護支援専門員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	4週8休
看護・介護職員	早番（7：30～16：30） 日勤（8：30～17：30） 遅番（10：00～19：00） 夜勤（17：00～9：00）	原則として 4週8休
理学療法士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	4週8休
栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	4週8休
調理師	早番（6：00～15：00） 日勤（8：30～17：30） 遅番（10：00～19：00）	4週8休

7 施設サービスの内容

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 昼食 12：00
 - おやつ 15：00

- ③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 基本時間外施設利用サービス(何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用)
- ⑪ 送迎

8 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練等防災設備	別途定める「消防計画」にのっとり年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	2箇所
	非難出口	4箇所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
消防計画等	消防署への届出日：令和元年8月1日 防火管理者：鈴木 隆裕			

9 当施設ご利用の際に留意いただく事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みにはご配慮いただきます。
- ・ 飲酒・喫煙・・・・・・・・・・・・・・・・当施設内での飲酒・喫煙は禁止されております。
- ・ 火気の手扱い・・・・・・・・・・・・・・・・当施設内での火気の手扱いは厳禁です。
- ・ 金銭・貴重品の管理・・・・・・・・・・・・金銭等の貴重品はなるべく持ち込まないようしてください。当施設内での貴重品の紛失に関しましては、当施設では責任を負いかねます。
- ・ ペットの持ち込み・・・・・・・・・・・・ペットの持ち込みは他の利用者の迷惑になりますのでおやめ下さい。

10 禁止事項

当施設では多くの方に安心して施設をご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

※ 当施設についての詳細はパンフレット等も用意しております。

11 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せ頂ければ、速やかに対応いたしますが施設に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

なお、支援相談員の勤務時間は下記の通りです。

平日 8:30 ~ 17:30

担当者 相談員：石田 敦史

12 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名称 医療法人社団清明会 PFC HOSPITAL
- ・住所 山形県新庄市大字福田806番地

・協力医療機関

- ・名称 渡部医院
- ・住所 山形県新庄市五日町720-2番地

・協力歯科医療機関

- ・名称 さいとう歯科クリニック
- ・住所 山形県新庄市沖の町5-50番地

<別紙2>

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について
（令和6年6月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあつては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

【介護予防通所リハビリテーション】

(1) 介護保険制度内の料金

※下記料金は1割負担。但し一定所得以上の方は2割または3割負担となります

①介護予防通所リハビリテーション費

・要支援1	2,268円/月
・要支援2	4,228円/月

②加算料金

サービス提供体制強化加算(I) (要支援1)	88円/月
サービス提供体制強化加算(I) (要支援2)	176円/月
若年性認知症利用者加算	240円/月
科学的介護推進体制加算	40円/月
予防通所リハ12月超減算(要支援1)	-120円/月
予防通所リハ12月超減算(要支援2)	-240円/月
高齢者虐待防止措置未実地減算	所定単位数の-1%/月
業務継続計画未策定減算	所定単位数の-1%/月
介護職員等処遇改善加算V(1.3)	所定単位数の3.8%/月

(2) 介護保険制度外の料金

①食費

食費（昼食・おやつ） 710円/日

②その他の費用

通話料金 実費費用

文書料 文書内容による

利用者希望の場合 実費費用

【通所リハビリテーション】

(1) 介護保険制度内の料金

①通所リハビリテーション費

（要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。

以下は1回当たりの自己負担分です）

[1時間以上2時間未満]

・要介護1	369円
・要介護2	398円
・要介護3	429円
・要介護4	458円
・要介護5	491円

[2時間以上3時間未満]

・要介護1	383円
・要介護2	439円
・要介護3	498円
・要介護4	555円
・要介護5	612円

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	486円
・要介護2	565円
・要介護3	643円
・要介護4	743円
・要介護5	842円

[4時間以上5時間未満]

・要介護1	553円
・要介護2	642円
・要介護3	730円
・要介護4	844円
・要介護5	957円

[5時間以上6時間未満]

・要介護1	622円
・要介護2	738円
・要介護3	852円
・要介護4	987円
・要介護5	1,120円

[6時間以上7時間未満]

・要介護1	715円
・要介護2	850円
・要介護3	981円
・要介護4	1,137円
・要介護5	1,290円

[7時間以上8時間未満]

・要介護1	762円
・要介護2	903円
・要介護3	1,046円
・要介護4	1,215円
・要介護5	1,379円

② 加算料金

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/日
入浴加算（Ⅰ）（Ⅱ）	40円・60円/日
科学的介護推進体制加算	40円/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円/日
若年性認知症利用者受入加算	60円/日
重度療養管理加算	100円/日
送迎減算（送迎を行わない場合）	△47円/片道
感染症災害により利用者数が一定減少している場合	3%/月
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数 -1%/月
業務継続計画未策定減算	所定単位数 -1%/月
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（13）	所定単位数の3.8%/月

(2) 介護保険制度外の費用

①食費

食費（昼食・おやつ）	710円/日
------------	--------

②その他の費用

通話料金	実費費用
文書料	文書内容による
利用者希望の場合	実費費用

(3) 支払い方法等

- ・毎月10日に、前月分の請求書を発行します。
- ・お支払い方法は、金融機関口座振替、指定口座への振り込み、または現金払いとなります。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和6年6月1日現在)

介護老人保健施設PFCエーデルワイスでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供